

木曽岬町下水道事業経営戦略改定業務委託

仕 様 書

〔１〕 一般仕様書

第１章 総則

1.1 業務の目的

本業務（以下「業務」という）は、発注者が下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう）について安定的な経営を行うため、中長期的な基本計画である経営戦略を改定するとともに社会資本整備総合交付金等国庫補助金の受給資格を満たすことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、一般仕様書に表記のない事項については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届（ロ）工程表（ハ）管理技術者届（ニ）職務分担表

（ホ）完了届（ヘ）納品書（ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとする時は、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

（１）受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２）受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当たり、十分な検討を加えると同時に問題点及び疑義等が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せを行い、受注者が計画的に施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 計画

受注者は、発注者より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、特記仕様書に示す内容に基づいて、経営戦略改定案（20～30 頁程度）を取りまとめ、策定するものとする。

2.4 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

・木曽岬町下水道事業経営戦略改定業務報告書	A 4 判製本	2 部
・経営戦略様式※	A 4 判	2 部
・経費回収率の向上に向けたロードマップ	A 4 判	2 部
・その他関係図書		1 式
・打合せ議事録		1 式
・上記内容の電子データ (CD-ROM 等)		1 式

※経営戦略様式の提出部数については、総務省や県の指示により変更される場合があるため対応すること。

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引 (日本水道新聞社)
- (2) 下水道計画の手引 (全国建設研修センター)
- (3) 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
(国土交通省、農林水産省、環境省)
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (6) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (7) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道事業における費用効果分析マニュアル (国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
- (9) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針 (国土交通省)
- (10) バイオソリッド利活用基本計画 (下水道汚泥処理総合計画) 策定マニュアル (案)
(国土交通省都市・地域整備局下水道部)
- (11) 下水道事業コスト構造改善プログラム (国土交通省都市・地域整備局下水道部)
- (12) 下水道使用料算定の基本的考え方 (日本下水道協会)
- (13) 受益者負担金等事務事例集 (日本下水道協会)
- (14) 下水道使用料・受益者負担金 (分担金) 徴収事務の手引き (日本下水道協会)
- (15) 今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書 (総務省自治財政局地域企業経営企画室)
- (16) 下水道政策研究委員会 下水道財政・経営論小委員会中間報告書
(国土交通省都市・地域整備局下水道部、日本下水道協会)
- (17) 経営戦略策定・改定ガイドライン (総務省)
- (18) 経営戦略策定・改定マニュアル (総務省)
- (19) 下水道経営改善ガイドライン (国土交通省、日本下水道協会)
- (20) 公営企業の経理の手引 (地方財務協会)
- (21) 公営企業の実務講座 (地方財務協会)

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「木曽岬町下水道事業経営戦略策定業務 一般仕様書」第1章1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

木曽岬町下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）においては、令和3年に経営戦略を策定した。その後、令和6年4月から地方公営企業法を適用し、企業会計方式に移行している。また、令和6年度には下水道使用料改定の検討を実施し、令和7年7月より使用料改定を実施した。

本業務は、上記内容を踏まえたうえで、経営戦略の改定を行うとともに社会資本整備総合交付金等国庫補助金の受給資格を満たすものである。改定に当たっては、以下の通知、ガイドライン等に準拠するものとする。

・公営企業の経営に当たっての留意事項について	平成26年8月29日	総務省
・「経営戦略」の策定推進について	平成28年1月26日	総務省
・「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について	平成31年3月29日	総務省
・「経営戦略」の改定推進について	令和4年1月25日	総務省
・経営戦略策定・改定ガイドライン	平成31年3月29日	総務省
・経営戦略策定・改定マニュアル	令和4年1月	総務省

3. 計画の概要

- | | |
|---------|--------------------------|
| （1）計画期間 | 令和8年度から10年間 |
| （2）対象事業 | 下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業） |
| （3）企業区分 | 法適用企業 |

4. 業務内容

本業務は、「木曽岬町下水道事業経営戦略」を改定するものであり、その具体的作業内容を以下に示す。

4-1. 基礎調査

経営戦略改定に必要となる基礎資料について収集、整理を行い、取りまとめを行う。なお、収集、整理は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業に分けること。

（1）下水道計画関連資料収集整理

町全体の動向を把握するため、総合計画、都市計画マスタープラン、公共下水道全体計画及び事業計画などの上位計画、関連計画を整理するとともに、基礎的情報として、人口統計、人口分布、工業統計、上水道実績等の関連データの整理を行う。

（2）下水道事業財政実績資料収集整理

既存の経営戦略、事業の整備区域及び整備年度、年度別建設費実績、年度別維持管理費実績、年度別建設財源実績、年度別維持管理財源実績、起債償還費実績及び計画、水洗化実績、使用料徴収実績等の整理、国や県の下水道財政制度、関連する法制度等の関連資料の整理を行う。

(3) 下水道事業財政実績資料収集整理

社会資本整備総合交付金等国庫補助金の受給資格を満たすための要件を調査し、当該業務に必要な課題等の整理を行う。

4-2. 下水道事業経営の現状分析と課題把握

発注者が作成した「経営比較分析表」とする。

4-3. 投資・財政計画

下水道事業における今後の投資・財政計画を検討し取りまとめる。概ね30年を計画する。

(1) 投資試算の検討

投資試算の検討に当たり、以下の作業を行う。

将来の需要予測及び目標設定の結果をもとに、将来事業費を整理する。なお、下水道事業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ、必要な財政負担を賄う財源を取りまとめるため、財務状況の適切な現状把握、将来動向、各事業の財源構成について検討する。検討に際しては、本町で策定済の事業計画との関係についても調整等を図る。

①施設・設備の現状把握

既存の施設データ、固定資産データ等に登録されている情報等を確認し、施設の現状や課題等を把握する。

②将来の需要予測

今後、必要となる事業及び実施時期等を取りまとめ、予定されている将来事業費を整理する。

整理に際しては、他計画の内容を反映するとともに、必要に応じて各計画間の確認や調整等を図る。

③投資計画（将来の目標の設定含む）

需要予測の整理結果をもとに、各事業の実施状況を評価するための指標とその目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、他計画の内容を反映するとともに、必要に応じて各計画間の確認や調整等を図る。

（２）財源試算の検討

財源試算の検討に当たり、以下の作業を行う。

設定した予測シナリオごとに将来の財政収支を予測する。財政収支予測は今後の活用を踏まえて Excel 等の汎用ソフトにて作成する。また、数値の根拠等について作成ファイルに明記するものとする。

①現状の財務分析

財務分析によって本町の現状や課題等を把握する。財務分析では、類似団体及び近隣団体と比較し、各種指標値を設定して分析を行う。

②将来の財源等予測

将来の財源等予測にあたり、シナリオを設定する。シナリオは将来の需要予測で整理した将来事業費及び現状の財務分析で把握した課題等を踏まえて検討する。検討に際しては、可能投資額や一般会計繰入金の上限額、投資の平準化についても考慮する。

（３）投資・財政計画の策定

施設等に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を基に、投資以外の経費も含めた収支の見通しを取りまとめた投資・財政計画を策定する。令和 17 年度までの素案を令和 7 年 10 月末日までに提出すること。

4－4．下水道事業の収支ギャップ改善施策の検討

発注者において検討する。

4－5．「経営戦略」「経費回収率の向上に向けたロードマップ」提出様式作成

総務省が定めた様式により、経営戦略及び経費回収率の向上に向けたロードマップを取りまとめる。令和 17 年度までの素案を令和 7 年 10 月末日までに提出すること。

4－6．報告書作成

以上の調査結果、検討結果について、木曽岬町下水道事業経営戦略改定の根拠等を明らかにできるよう報告書を取りまとめる。また、報告書の概要版を作成する。

4－7．設計協議

以上の作業を進めるうえで、町担当者との相互確認のため、必要となる打合せ回数及び打合せ実施予定を事前に明らかにし、適切な設計協議を行うものとする。また、業務開始時及び納品時のほか、町担当者が指定した重要な打合せについては管理技術者が出席するものとする。

5．履行期限

本業務の業務期間は、令和 8 年 2 月末日までとする。

6．その他特記事項

- ・本業務の受注者は、下水道事業の経営戦略改定業務の完了実績を有すること。
- ・本業務の財源試算は使用料単価で行うものとし、使用料体系の提案は本業務に含まない。
- ・本業務では、住民、議会等への説明用資料、パブリックコメント用資料の作成は含まない。

- ・本業務おける打合せは、町担当者との打合せに限り行うものとし、町が別途に開催する審議会、委員会、ワーキンググループ、有識者会議、住民説明会等への出席は含まない。
- ・予測や見通しに使用する各種数値は、原則木曽岬町をはじめとする公的機関が Web で公表している数値を用いるものとする。
- ・完成した経営戦略および各種データは 1 つの Excel ファイルにまとめ、入力用シートと出力シートで分けること。また、シートには算出根拠等を記載するとともに数値は極力関数を用い、各シート間でリンクさせること。